

審査請求書

新潟県知事 花角英世 様

令和5年8月15日

審査請求人

神奈川県座間市緑ヶ丘 6-1-23-102

電話 080-1442-9144

宮部 龍彦

次のとおり審査請求をします

1. 審査請求に係る処分の内容

令和5年7月21日付け教高第711号の部分公開決定処分。

2. 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

令和5年7月25日

3. 審査請求の趣旨

次の採決を求める。

(ア) 1記載の処分を取り消す。

(イ) 新潟県情報公開条例第7条第2号に該当する部分を除き、本件公開請求に係る文書を公開する。

4. 審査請求の理由

審査請求人は、新潟県情報公開条例（以降「公開条例」という）に基づき、令和5年2月3日付けで「令和5年2月3日の部落解放同盟新潟県連合会と新潟県立高校との確認会に係る全ての文書」「令和2年以降の、部落解放同盟新潟県連合会と新潟県立高校との会議に係る全ての文書」（以降「本件文書」という）を公開請求した。

令和5年7月22日に部分公開決定処分（教高第711号）の送達を受けたが、「公開しない部分及びその理由」が「別紙のとおり」となっており、部分公開決定の内容が不明であったため、処分庁に別紙の送付を要請し、添付資料（ア）の文書（以降「別紙」という）を令和5年7月25日に受け取った。

別紙には頁番号と公開・一部公開・非公開の別、公開しない理由等のみが書かれ、具体的な文書の表題等は書かれていなかった。そのため、本件文書が具体的に何なのかについては、部落解放同盟新潟県連合会と新潟県

立高校の間で交わされた文書であること以上のことを審査請求人は知ることができない。

しかし、審査請求人が独自に保有している（イ）から（オ）の文書によれば、その内容には平成30年6月に自死した県立荒川高校の3年生の生徒に関連して、部落解放同盟新潟県連合会による県立高校に対する「確認会」に係る文書が含まれていることが明らかである。特に添付資料（ウ）によれば、先述の生徒の親族が「部落出身」である等の情報が県立高校職員によって部落解放同盟新潟県連合会に漏洩している。また、他の資料によれば、同様の生徒・児童のプライバシーが部落解放同盟新潟県連合会に継続的に漏洩してきたことがうかがえる。これらの事実は、地方公務員法第34条に違反する疑いもある。

また、（カ）の通り「確認会」は法務省人権擁護局から「同和問題の啓発には適さない」との見解が出されているものである。

処分庁は非公開部分が公開条例第7条6号に該当する理由として「信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」というが、部落解放同盟新潟県連合会と処分庁の不適切な関係により、違法な情報収集が行われているため、法的保護に値するような事務又は事業とは言えず、非公開の理由とすることは相当でない。

以上の理由から、請求の趣旨の通りの採決を求める。

5. 処分庁の教示の有無及びその内容

「この処分について不服がある場合、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県知事に対して審査請求をすることができます。」との教示があった。

6. 添付資料

- (ア) 2023. 2. 3 荒川高校生徒自死事件確認会次第
- (イ) 部落解放 31 新潟研究集会報告集（部分）
- (ウ) 部落解放 34 新潟研究集会報告集（部分）
- (エ) 部落解放 35 新潟研究集会報告集（部分）
- (オ) 部落解放 36 新潟研究集会報告集（部分）
- (カ) 法務省権管第280号 平成元年8月4日 確認・糾弾会について（通知）